

業務委託契約書

Kachi Community College 合同会社（以下「甲」という）は、安井綾音（以下「乙」という）に対し、次の通り業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（委託業務の内容）

甲が乙に対し委託する業務（以下「本業務」という）は次の通りとする。

- 1-1. 組織化に関するサポート業務
- 1-2. イベント開催時のサポート業務
- 1-3. 会社訪問時のサポート・連絡業務
- 1-4. 個人サポートの担当業務
- 1-5. 集中コースの管理
- 1-6. YouTube チャンネルの管理
- 1-7. その他、上記の業務遂行に必要な業務

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は2026年1月1日から同年12月31日までとする。

第3条（業務委託料）

本契約の対価は月額金150,000円（税込み）とする。支払いは、原則毎月25日以降に甲が乙の指定する銀行口座に現金振込みにて実施するものとし、振込手数料は甲の負担とする。

ただし、甲乙の合意の上であれば、支払時期（向こう3か月分一括払いなど）や支払い方法（現金渡しなど）を変更することができる。

第4条（準備物）

本業務の遂行に必要な機材（PC）、資料（説明資料）や環境（インターネット）の準備は全て乙の負担とする。

第5条（源泉徴収）

本業務は所得税法第204条に掲げる報酬に該当しないため、甲による源泉徴収は行わないものとし、確定申告の要否は乙が確認するものとする。

第6条（成果物の権利帰属）

本契約により作成された成果物に関する無体財産権及び有体物に関する著作権、肖像権など一切の権利は、甲に帰属する。

第7条（秘密保持）

乙は本契約に関して知りえた情報を一切他に漏洩させてはならない。

第8条（報告義務）

乙は甲の求めがあるときは本業務に関する情報をすみやかに報告しなければならない。

第9条（禁止事項）

本業務の遂行にあたり下記の行為は禁止とする。

- 1-1. 本業務に関係がない行為
- 1-2. 外部のイベントや集まりなどの勧誘
- 1-3. 本業務を通して知り合った人との金銭のやり取り
- 1-4. その他、甲が不適切と判断する行為

第10条（契約解除）

当事者の一方が本契約の条項に違反した時は、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約を解除することができる。

第11条（協議）

本契約に定めない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

2026年1月1日

甲：東京都新宿区西新宿3丁目3番13号
Kachi Community College 合同会社
CEO 別所 貴史

乙：島根県江津市都野津町115-5
安井綾音